平成 26 年 6 月 15 日発行第 450 号　毎月1回 15 日発行　栃木県行政書士会会報誌

行政書士とちぎ

6
2014

No.450

農作業する老婦人（大田原市）

マスコットキャラクター
アドちゃん

©高井研一郎

http://www.gt9.or.jp/gyosei

栃木県行政書士会

栃木県行政書士会会報誌

行政書士とちぎ

2014年
6月号

CONTENTS

1 目次、今月の表紙の一言
2 栃木県行政書士会
平成２６年度定期総会開催
3 足利創業支援・経営支援ネットワークの構築
須永会長　黄綬褒章伝達式出席
4 おじゃましま～す！
5 支局かわら版（芳賀）
6 支局情報（佐野、鹿沼、那須、小山、宇都宮）
8 木もれび
9 栃木県行政書士会カレンダー（７月）
日行連だより
１０ 業務連絡
１１ 政連だより
平成２６年度定期大会を終えて
１２ 平成２６年度定期大会開催
１３ 職務上請求書の適正な使用及び取扱いに関するお願い
１５ 研修会のお知らせ
１６ 会員の動き
栃木会の申請取次行政書士の動向

No. 450

今月の表紙の一言

「農作業する老婦人」　撮影場所　大田原市練貫

栃木県の農村振興課主催による「とちぎのふるさと田園風景百選写真撮影ツアー」に参加いたしました。

このツアーの趣旨は、市民に美しい田園風景に触れてもらう事により、活力ある故郷の姿を１００年後にも残していけるような価値観を醸成していくとの事です。

たまたま撮影の現場に参りました時、農作業中の人がおられ県の職員の方が挨拶すると快く撮影を承諾していただけました、その光景はさながらモデル撮影会のようでした。

Ｏ・Ｋ・Ｓ・Ｎ写仲　　小山支部　野村　稔

平成２６年度栃木県行政書士会定期総会開催

５月２３日（金）午後１時より、ホテル東日本宇都宮２階「平安の間」において、会員４９８名の出席（本人出席１２４名、委任状出席３７４名）のもと、平成２６年度栃木県行政書士会定期総会が開催された。

栃木県知事あいさつの後、今年度は栃木県知事表彰状授与、栃木県行政書士会会長表彰状、感謝状授与が行われた。そして来賓祝辞の後、議長団として栃木支部の山ノ井一男会員、小山支部の山根輝雄会員が選出され、議案審議に入った。各議案については、いずれも原案通り可決承認された。

議案第１号　平成２５年度補正予算並びに事業報告同決算について
（１）平成２５年度補正予算の承認について（一般会計）
（２）平成２５年度事業報告について
（３）平成２５年度決算報告について
①一般会計収支報告書
②頒布品特別会計収支報告書
③栃木県収入証紙特別会計収支報告書

監査報告

議案第２号　平成２６年度事業計画並びに同予算について
（１）平成２６年度事業計画について
（２）平成２６年度予算について
①一般会計予算書

議案第３号　借入金限度額の承認について

議案第４号　役員の補欠選任について（特別決議事項）
監事に１名欠員ができたため、栃木県行政書士会会則第２８条２項、栃木県行政書士会役員選任規則第４条に基づき選考委員会が構成され、日光支部の大嶋信明会員が選考された。その後、栃木県行政書士会第４３条に基づき挙手による表決がなされ、４５９名の賛成をもって監事に選任された。

議案第５号　日本行政書士会連合会定時総会に関する事項について

（広報部　服部一人）

足利創業支援・経営支援ネットワークの構築

昨年、本会は県南地域で日本政策金融公庫佐野支店、佐野信用金庫、佐野商工会議所、栃木県中小企業診断士会と「佐野創業支援・経営支援ネットワーク」を構築し、県北においては日本政策金融公庫宇都宮支店、矢板市、矢板市内金融機関、栃木県産業振興センター、矢板市商工会と連携し「矢板市創業応援志隊」を構築しました。

今年も佐野、矢板に引き続き、足利地域において「足利創業支援・経営支援ネットワーク」を構築しました。構成機関は日本政策金融公庫佐野支店、足利小山信用金庫、足利商工会議所（足利工業大学）、足利市坂西商工会、栃木県中小企業診断士協会、栃木県税理士会、本会の７機関に、総務省の産業競争力強化法に基づく「創業支援事業計画」認定（第１回）で栃木県の自治体の中では唯一認定された足利市が加わり、地域ぐるみで支援することに決定しました。

佐野では７月２４日（木）の１３時から１６時３０分まで各機関が一同に集まり、ワンストップで経営相談ができる「経営なんでも相談会」を開催予定であり、足利では９月以降に開催を予定しています。

今後は３地区での経営支援ネットワーク機関と連携し、経営者、創業者のニーズに応え、地域活性化を図っていきます。

（業務部第３グループ）

創業・経営支援にネットワーク

日本政策金融公庫と足利小山信金

ワンストップで経営相談

経営者のニーズに応える

足利創業支援・経営支援ネットワーク

～私たちが創業・経営をしっかりサポートしていきます～

足利小山信用金庫
「制度融資をお取扱い！」
☎0284-21-8100

日本政策金融公庫 佐野支店
「全国で19,000社を創業融資で応援！」
☎0283-22-3011

栃木県税理士会
「税務相談をバックアップ！」
☎028-637-1007

経営なんでも合同相談会 開催

（足利市）

足利商工会議所
☎0284-21-1354
（足利工業大学）

坂西商工会
☎0284-62-0346
「経営に役立つセミナー開催や経営相談で創業応援！」

栃木県中小企業診断士会
「創業後も多面的に企業をバックアップ！」
☎028-652-6224

栃木県行政書士会
「許認可の関係など創業をバックアップ！」
☎028-635-1411

両毛新聞（平成 26 年 5 月 16 日）

須永会長　黄綬褒章伝達式　出席

５月１５日プリンスパークタワー東京にて総務省主催の褒章伝達式に参列し、引き続き皇居へ参内し、天皇陛下に拝謁の後、日行連主催の記念品贈呈式に出席されました。

７月１２日（土）にはホテル東日本宇都宮で発起人会による受章祝賀会が開催されます。

行政書士とちぎ５月号に案内通知を同封してありますので、ぜひご参加ください。

会員事務所訪問コーナー　おじゃましま～す！

今回は、入会してまだ間もない村上会員の事務所にお邪魔しました。

私は村上会員とは実は初対面ではありませんでした。それでは馴れ初めを・・・。

氏　名：村上　和雄（むらかみ　かずお）
事務所：村上法務行政書士事務所
　　栃木県矢板市東町３００９番地８
入会日：平成２５年１１月１５日

Q：早速ですが、行政書士を登録したキッカケを教えてください。

A：社会貢献をしたいと思い登録しました。
　以前は、県の職員を定年まで勤め上げ３つの部署以外は全てまわりましたね。
　こども科学館や青年の家など教育にも携わりましたし本当に幅広く経験しました。実は、当会の名誉会長でもある福田富一知事とは、同期なんですよ。今でも毎年一回は飲み会を開いています。
　その後、民間企業を４年ほど経験し、また県民相談員などを経験する中で、市民の皆様から行政サービスについて要望や相談が多く、そんな多くの声から求められている職業を調べたところ、行政書士にたどり着きました。

Q：なるほど。熱い思いをお持ちなのですね。ところで、私と村上会員は初対面ではありませんよね。その節はお世話になりました。当時から行政書士についてお考えでしたか？

A：そうですね。以前自宅の屋根に太陽光発電システムを設置する際に、補助金申請の手続きをやってもらいましたね。
　実は、あの時名刺をもらって裏面に業務内容が書かれていたので、行政書士という仕事に興味を持ちました。

Q：それはありがとうございます。
　当時の私はまだまだ経験も浅く今でも未熟者ですが、そういう声はとても嬉しいです。
　では、入会して日も浅いとは思いますが、今後、力を入れたい業務などはありますか？

A：ゆくゆくは相続なども手掛けて行こうと思っていますが、現在目の前の業務としては消防法関連の業務がメインになっていますね。

Q：今後、行政書士に期待することは？

A：この前の政連総会でも話題にありましたが、行政手続きの無駄や矛盾を変えて行けるような活動ができたら良いなと思います。

Q：そうですね。頑張りましょう。
　さて、それでは話を変えてご趣味は？

A：アマチュア無線や野菜作りですね。
　アマチュア無線は災害時などにも情報発信ができるよう役立てたいと思っています。

Q：凄いですね。ところで・・・先ほどから気になっているのですが、そちらの縁側で気持ちよさそうにお昼寝しているワンちゃんのことを教えてください。

A：柴犬の龍丸（たつまる）のことですね。
　昔、我が家に子犬が捨てられていたんですね。娘がてっきり男の子だと思い「龍」と名付けたのですが、実は女の子でした（笑）。
　龍は、その後１７年と長生きしてくれたのですが、家族みんなでとても可愛がっていたため、病死したときは私も妻もペットロスになりました。その後ようやく立ち直り、龍丸を飼うことにしたんです。ペットを亡くすことは辛いことですが、居てくれれば共に生きる喜びを与えてくれますね。
　ということでその後、柴犬マニアの私は、当事務所の愛犬テツと同じで、とても人懐こく番犬にはなりそうにない龍丸くんと触れ合いながら盛り上がりました。

村上会員はとてもエネルギー溢れる方ですので、行政書士会でのご活躍も今後期待したいと思います。

（塩那支局長　植木智美）

陶芸の町　益子

芳賀支部

今回は、栃木県南東部に位置する益子町、益子焼で有名な陶芸の町ですが、中心部から少し足を延ばせば、里山が広がる自然豊かな所を散策して来ました。

真岡鐵道ＳＬの停車駅、益子駅を出発し、駅前通りを東へ城内坂の店を見ながら、益子陶芸美術館／陶芸メッセ・益子に到着です。

益子陶芸美術館では、一年を通し、さまざまな企画展を開催し、人間国宝濱田庄司氏の作品をはじめ、益子にゆかりある作家の美術品などを展示してあります。また、旧濱田庄司氏の母屋、江戸後期の木造平屋建寄棟造茅葺を平成元年陶芸メッセ内に移築し、町指定文化財に指定されました。

濱田庄司氏が生前に愛用していた登り窯も復元され、毎年この登り窯を使って、「ましこの炎まつり」が開催されています。

サロン（ミュージアムショップ）では、お好きな益子焼のコーヒーカップを選び、挽きたてのコーヒーを飲むことができます。

普段は、閑静なこの町も毎年春と秋の陶器市の時期は、多くの人でにぎわいます。

ちなみに今年の春の陶器市は、４月２６日から５月６日まで行われました。

今年の秋の陶器市は、１１月１日から１１月４日の予定です。

販売店約５０店舗の他、約５００のテントが立ち並び、伝統的な益子焼からカップや皿などの日用品、美術品まで販売されます。

土の温かみや作り手の心のこもった品々を是非益子焼で感じていただけたら最高です。

また、ひと休みする素敵なカフェ・レストランもありますので、ゆっくりと益子の一日を満喫して下さい。

開館時間　９：３０～１７：００（２月～１０月）
　　９：３０～１６：００（１１月～１月）

休館日　月曜日（祝日の場合は翌日）
※年末年始、展示替えによる休館日あり。

入館料　一般６００円　小中学生３００円
※２０名以上の団体割引あり。
※６５歳以上の方は、個人団体共に３００円
※入館無料　サロン、ミニギャラリー、旧濱田庄司邸、登り窯

入館無料日：６月１５日（日）県民の日

住　所　〒３２１－４２１８
　　栃木県芳賀郡益子町益子３０２１

電　話　０２８５－７２－７５５５

（支局長　永山松生）

支 局 情 報

【佐　野】

支部定期総会開催

５月１７日（土）佐野市の茂呂山老人福祉センターにおいて佐野支部定期総会が開催されました。

県から須永威会長を来賓として迎え、昨年度の事業報告・収支決算報告・監査報告、今年度の事業計画・収支予算について承認されました。

例年、総会に参加するのはほぼ決まった顔ぶれとなりつつありますが、情報交換をする有意義な場ともなりますので、今後の研修など新入会員をはじめ支部会員の皆さまの更なる出席をお願いしたいと思います。

（支局長　川田有美）

【鹿　沼】

支部定期総会開催

５月１５日（木）午後５時より、鹿沼市東末広町の福田屋百貨店コンベンションホールにおいて、鹿沼支部の定期総会が開催されました。

毛塚勝行副会長、風間洋栃木副支部長を、来賓としてお迎えし、平成２５年度の事業報告・決算報告・監査報告及び、平成２６年度の事業計画・予算について承認されました。

また、総会終了後、懇親会において会員相互の親睦を図りました。

（支局長　野澤佐江子）

【那　須】

支部定期総会開催

５月９日（金）午後４時３０分から那須塩原市にある「遊山」において、那須支部定期総会が開催された。出席会員は２１名、委任状出席は５２名であった。

第１号議案として、昨年度の事業報告・収支決算報告・監査報告、第２号議案として、今年度の事業計画、・収支予算について審議がされた。

事業計画として､支部の研修会の内容に関して、会員の希望を尋ねた上で、役員会で決定されることになった。

それとここ数年行っていた、日行連が作成する「行政書士手帳」の会員への配布を廃止することが承認された。

総会終了後には懇親会が開かれ、普段とは異なる雰囲気の中で、楽しい一時を過ごすことができた。

支部役員会開催

５月１３日（火）午後４時３０分から那須塩原市にある「桜蘭」において、第２回那須支部役員会が開催された。参加会員は８名であった。

そこでは、今年度の事業計画について話し合いがなされた。

まず、支部の研修会として、昨年と同様に今年度も２回行い、その内容が決定された。

次に、制度推進事業として、無料相談会の新たな広告方法や、一般の方々に「行政書士」をどのように知ってもらうかといったＰＲ事業について、様々な意見が交わされた。

最後に、親睦事業として、昨年と同様に今年度もボウリング大会を行うことが決定され、そのあとの親睦会を忘年会に変更しようという意見がだされた。

今年度は、無料相談会を８回行う計画である。それは昨年度とくらべて一回多い。そしてより多くの市民の方に相談会に足をはこんでもらうために、その広告方法も工夫する予定である。もっと多くの方々に、「行政書士」とはどのような業を行う者であるかを知ってもらいたいものである。

（支局長　オブライエン奈美）

【小　山】

支部定期総会開催

去る５月１５日（木）午後５時から、小山市東城南の小山市城南市民交流センターにおいて、小山支部の定期総会が開催されました。

新しい施設の中で、稲葉副会長、松本栃木支部長を来賓としてお迎えし、総数３９名の出席のもと、平成２５年度の事業報告・決算、平成２６年度の事業計画・予算について承認されました。お忙しいところおいでいただきました来賓の皆様には、改めてお礼申し上げます。

また小山支部の土方会員は本年より政治活動を始められるとのことで、小山支部会員の温かな声援の中で、最後に所信表明をなされました。今後のご活躍、ご期待しております。

総会終了後は、近くのアジアンレストラン「食Ｋｉｎｇｆｕｎ」にて、新規会員多くを交えて、会員相互の親睦を図りました。

（支局長　細野大樹）

【宇都宮】

支部定期総会開催

５月１０日（土）ホテルニューイタヤにおいて午後４時より宇都宮支部定期総会が開催された。

平成２５年度事業報告・収支決算報告・監査報告および平成２６年度事業計画・収支決算について承認された。

質疑応答では、昨今、非行政書士による違法な行為が多く見受けられ、行政書士業務に支障をきたしている現状があり、そのような情報があれば直ちに対処していただきたい旨、要望があった。

総会終了後には懇親会が開かれ、普段は顔を合わせることのない会員同士も和やかに情報交換、近況報告などを行う有意義な時間となった。

（支局長　竹島尚子）

フェスタ my 宇都宮　無料相談会

５月１８日（日）、宇都宮城址公園、オリオンスクエアをはじめ街中各所で開催された「フェスタｍｙ宇都宮」に行政書士宇都宮支部も参加し、「まちかど広場」の会場にて無料相談会を行った。

午前１０時から一斉開催であったが、１０時前から人、人、人の賑わい振りで、開催時間前から大盛況であった。天候にも恵まれ、お天道様がてんてん照り付ける最高のイベント日和であった。

午前１０時から午後３時までの開催時間中、会場内を行き交う方々に、栃木県行政書士会のパンフレット、ティッシュ、うちわなどを配布して、行政書士業務内容のアピールに努めた。そんな中、相談ブースに一目散に来

て相談される方、通りがかりで気になっていることだけを聞いて来られる方など訪れるきっかけは様々であったが、相談件数合計６件、種類は相続４件、土地１件、その他１件の結果だった。

その日､私たちの参加場所、「まちかど広場」の舞台会場で三味線の音楽に合わせて踊るクマを発見！

クマなのにすごく動きにキレがある。踊っていたダンスは、昔流行ったブレイクダンス？

じっとしてても汗が出る中、頑張るクマだなぁ～と感心して見ていたが、クマの中身は宇都宮支部の金田修治会員であった。

キレのいいダンス、暑い中の着ぐるみ、溢れ出す若さを羨ましく思う一日となった。

（宇都宮支部　高橋江美）

KOMOREBI 木もれび

ゴールデンウイークも過ぎ野や山も緑豊かな清々しい季節となってきました。

５月５日の「こどもの日」はとうに過ぎてしまいましたが、我が家には中学２年の男を頭に４人の孫がいますので毎年子供の日には「鯉のぼり」を飾り「柏餅」や「粽（ちまき)」等を仏壇に供えています。

この「鯉のぼり」はなぜ飾るの？　「柏餅」等はなぜ食べるの？　今までは何も気にせずおりましたが大空に悠々と泳ぐ「鯉のぼり」を眺めながらこの由来が気になり調べてみました。

〇鯉のぼり

清流だけでなく池や沼地などでも生命力の強い鯉がある時、激しい滝水に逆らいながら竜門を登りきったところ、鯉は竜へと変身し、天に昇っていきました（鯉の滝のぼり伝説　登竜門)。

「鯉のぼり」には、人生という流れの中で遭遇する難関を鯉のように突破して、立身出世して欲しいという願いが込められています。

〇柏餅

柏餅は､うるち米でできた上新粉をこねて蒸す。臼でつき､なめらかな餅に仕上がったら餡を包み、柏の葉でくるんで出来上がりです。

この「柏の葉」は、新芽が出ないと古い葉が落ちないので、このことが「子供が生まれるまで親は死なない」「家系が途絶えない」という縁起に結びつけ、「柏の葉」＝「子孫繁栄」との意味を持ちます。

〇粽（ちまき）

童謡「背くらべ」で「ちまき食べ食べ兄さんが・・・」の「ちまき」は、古代中国の端午の節句の風習で日本へ伝わったものです。

粽（ちまき）は、餅団子を茅（ちがや）の葉で包んだものです。

この粽（ちまき）には、「難を避ける」という縁起的な意味があるそうです。

〇少子高齢化など

庭先で無邪気に騒いでいる孫たちの将来はどうなるのだろうか。

総務省の予測では、日本の高齢化率は、現在２５％　４人に１人であるが５０年後には４０％すなわち２．５人に１人が６５歳以上となることが見込まれています。

また、気になるのが国の借金です。

財務省の発表によると借金は現在１，０００兆円、国民１人当たり７７９万円の借金を抱えていることになります。

高齢化が進み借金が年々増加している日本、今後どうなるのか不安です。

次代を担うこども達が「鯉のぼり」や「柏餅」にあやかり健やかに成長し、誰もが安心して暮らせる社会となるよう願っています。

（日光支局長　手塚志郎）

栃木県行政書士会カレンダー（7月）

日		予　　定	時　　間	主　　催
2	水	登録説明会	10:00~	総務部
		総務部会	13:30~	総務部
		足利支市民相談室　行政書類（遺言など） （於：足利市役所１階市民相談室）	13:00~16:00	足利支部
5	土	成年後見研修会	10:00~17:00	コスモス県支部
8	火	相談業務の受け方研修会①	13:00~17:00	業務第５グループ
9	水	ＴＩＡ相談会	10:00~	業務第４グループ
		外国人在留資格相談室（於：足利市生涯学習センター会議室）	13:00~16:00	足利支部
10	木	編集会議	13:30~	広報部
12	土	須永威氏　黄綬褒章受章祝賀会（於：ホテル東日本）	17:00~	
14	月	行政書士無料相談（於：宇都宮市役所２階市民相談コーナー）	10:00~15:00	宇都宮支部
16	水	ＫＩＦＡ相談会	10:00~	業務第４グループ
		行政書士専門相談（於：小山市役所）※予約制（随時受付先着４人　予約問い合わせ：小山市生活安心課 0285-22-9282）	10:00~12:00	小山支部
17	木	登録説明会	10:00~	総務部
19	土	成年後見研修会	10:00~17:00	コスモス県支部
23	水	行政書士専門相談 （於：野木町老人福祉センター「ホープ館」相談室）	10:00~12:00	小山支部
24	木	行政書士専門相談（於：下野市ゆうゆう館　会議室２） ※要事前予約（定員４名　予約先：行政書士会小山支部 髙山久 0285-53-1672）	10:00~12:00	小山支部
26	土	一日合同行政相談所（於：宇都宮）	10:30~	制度推進部
27	日	市民プラザ無料相談会 （於：うつのみや表参道スクエア５階市民プラザ）	13:00~16:00	宇都宮支部
28	月	宇都宮市国際交流協会無料相談会 （於：うつのみや表参道スクエア５階国際交流プラザ）	15:00~17:00	宇都宮支部

日行連だより

日行連から届いた文書の内、会員の皆様に役立つ文書の表題等を掲載いたします。文書の写し等必要な方は事務局までご一報ください（実費）。

日行連№	受信日付	文書の表題	備考
117	H26.5.8	平成 26 年度 5 月分会費納入について（お願い）	
126	H26.5.8	「知的資産業務一覧」「知的資産契約マニュアル」及び「知的資産業務 Q&A 集」の送付について	
127	H26.5.8	理事会の議事結果について	
130	H26.5.8	平成 26 年度日本行政書士会連合会定時総会の開催について	
143	H26.5.8	産業廃棄物許可業者による一般廃棄物（家庭ごみ）の無許可回収の注意喚起について	

148	H26. 5. 13	日本行政書士会連合会ハラスメント相談室の設置及び相談員名簿等について	
154	H26. 5. 13	各単位会における法教育事業への取組み・推進状況回答一覧の送付について	
180	H26. 5. 19	金融庁からの「参考事例集」の周知に関するご協力のお願い	
184	H26. 5. 22	平成 26 年度日本行政書士会連合会定時総会における会長表彰受賞者決定について（通知）	
186	H26. 5. 22	平成 26 年度 日本行政書士会連合会定時総会議案資料の送付及び議案に対する質問書の提出について	
200	H26. 5. 22	法改正にかかる進捗状況のご報告及び地元議員への要請活動の継続について（お願い）	
217	H26. 5. 30	自動車の保管場所の確保等に関する法律に係る使用権原疎明書面及び委任状等の行政書士専用の日行連推奨書式について	

「新規融資や経営改善・事業再生支援等における参考事例集」
～関東財務局　宇都宮財務事務所より～

標記の件について、関東財務局宇都宮財務事務所より周知依頼がありました。

金融庁では、平成２５事務年度の監督方針を昨年９月６日に公表し、金融機関に求められる役割としてデフレ脱却のため成長分野などへの積極的な資金供給、中小企業の経営改善・体質強化の支援の本格化といった点を明確化し、監督重点分野として「成長可能性を重視した金融機関の新規融資の取組みの促進」、「中小企業に対する経営改善支援等」を掲げ、金融機関に対して積極的な取組みを促しています。

金融機関による中小企業等に対する経営支援の促進の観点から、金融庁では、専門人材の活用事例等を取りまとめた事例集を公表しております。

詳細につきましては、下記の金融庁のホームページをご覧下さい。

http://www.fsa.go.jp/status/shinki_jirei/index.html

なお、当会ＨＰ会員専用「トピックス」からリンク先をご覧いただけます。

「足利創業支援・経営支援ネットワーク」の構築について
～業務部　第３グループより～

中小企業の創業支援・経営支援の強化のため、日本政策金融公庫佐野支店は足利小山信用金庫などの各機関と栃木県行政書士会等の各専門家団体が連携して中小企業支援をサポートする「足利創業支援・経営支援ネットワーク」を構築しました。

詳細につきましては、下記の下野新聞のホームページでの記事をご覧下さい。

［足利で８機関がネットワーク　日本公庫など創業支援へ］（下野新聞３月１９日）

下野新聞「ＳＯＯＮ」

http://www.shimotsuke.co.jp/town/region/south/ashikaga/news/20140319/1537324

なお、当会ＨＰ会員専用「トピックス」からリンク先をご覧いただけます。

e-Gov を利用した労働保険年度更新手続き等について
～日行連より～

今般、総務省行政管理局より、６月からの労働保険年度更新手続等の受付開始に際し、総務省行政管理局が整備・運用している「電子政府の総合窓口」（e-Gov（イーガブ））の利用促進を求める依頼がありました。

毎年、６月～７月は、労働保険年度更新、健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届、健康保険・厚生年金保険被保険者賞与支払届等、社会保険・労働保険の手続が集中する時期であり、これらの手続は、電子申請にて２４時間３６５日受付している
e-Gov（http://shinsei.e-gov.go.jp/menu/）による申請が便利です。

総務省によると、これらの手続きについて、行政書士が行う自らの事務所の申請には行政書士電子証明書が利用可能なものもあるとのことですので、ご活用ください。
詳細につきましては、当会ＨＰ会員専用「トピックス」をご覧ください。

政連だより

平成２６年度　定期大会を終えて

去る５月２３日（金）、宇都宮市内のホテルを会場として行われました定期大会が、会員皆様のご協力を得て恙無く終了することができましたことについて感謝申し上げます。
この大会の議案第５号として「日本行政書士政治連盟栃木会規約の改正について」が上程されました。改正の主な内容は、団体の名称の変更と支部のあり方の見直しの２つでしたが、賛成多数で可決承認され、今後は「栃木県行政書士政治連盟」という新名称で活動していくことになりましたことを先ずもってお知らせ申し上げます。
また、支部のあり方につきましては、政治資金規正法との関係で今後の政治活動は本連盟（県本部）を主体として活動していくことになりました。
その他、すべての議案が原案通り可決承認されましたことをここにご報告致します。

（栃木県行政書士政治連盟会長　青木勇夫）

平成２６年度定期大会開催

５月２３日（金）午後３時４５分より、ホテル東日本宇都宮２階「平安の間」にて、平成２６年度日本行政書士政治連盟栃木会定期大会が開催された。

欠席の元栃木県議会議長で栃木県行政書士議員連盟野田尚吾会長に代わり元宇都宮市議会議長の諏訪利夫副会長による挨拶の後、元粟野町議会議員の浅野吉知幹事長、元河内町議会議員の住吉和夫顧問、宇都宮市議会議員の郷間康久幹事、高根沢町議会議員の齋藤誠治幹事、元矢板市議会議員の宮澤昭夫幹事、元西方町議会議員の山ノ井一男幹事による来賓挨拶をいただいた。その後、代議員８２名中７８名の出席をもって、議案の審議に入った。

各議案については、いずれも原案通り可決承認された。

議案第１号　平成２５年運動経過報告の承認について

議案第２号　平成２５年度決算報告の承認について

監査報告

議案第３号　平成２６年度運動方針について

議案第４号　平成２６年度予算について

議案第５号　日本行政書士政治連盟栃木会規約の改正について

日本行政書士政治連盟栃木会の名称を栃木県行政書士政治連盟に名称変更するとともに、支部に関する規定を改め、支部を原則廃止することにより政治連盟に関する活動を本連盟に統一するために、規約を改正する旨が述べられた。その後賛成多数をもって可決承認された。

議案第６号　字句の一部修正委任について

議案第７号　役員の補欠選任について

会計幹事に１名欠員ができたため、日本行政書士政治連盟栃木会規約第１４条３項に基づき挙手による表決がなされ、過半数の賛成をもって、日光支部の大嶋信明会員が会計幹事に選任された。

議案第８号　日本行政書士政治連盟定期大会に関する事項について

（広報部　服部一人）

職務上請求書の適正な使用及び取扱いに関するお願い

職務上請求書は根拠法令に基づいている

職務上請求書は、「戸籍法」及び「住民基本台帳法」の規定により、行政書士等の資格者が職務上必要である場合に限り行使できることとされております。先月号では「戸籍法」を取り上げましたが、今回は住民票を請求するための根拠法令「住民基本台帳法」の規定を確認します。

「住民基本台帳法」ではどのように規定されているか。

（一部抜粋。下線は総務部）

第 12 条の３　市町村長は、前２条の規定によるもののほか、当該市町村が備える住民基本台帳について、次に掲げる者から、住民票の写しで基礎証明事項（第７条第１号から第３号まで及び第６号から第８号までに掲げる事項をいう。以下この項及び第７項において同じ。）のみが表示されたもの又は住民票記載事項証明書で基礎証明事項に関するものが必要である旨の申出があり、かつ、当該申出を相当と認めるときは、当該申出をする者に当該住民票の写し又は住民票記載事項証明書を交付することができる。

一　自己の権利を行使し、又は自己の義務を履行するために住民票の記載事項を確認する必要がある者

二　国又は地方公共団体の機関に提出する必要がある者

三　前２号に掲げる者のほか、住民票の記載事項を利用する正当な理由がある者

２　市町村長は、前２条及び前項の規定によるもののほか、当該市町村が備える住民基本台帳について、特定事務受任者から、受任している事件又は事務の依頼者が同項各号に掲げる者に該当することを理由として、同項に規定する住民票の写し又は住民票記載事項証明書が必要である旨の申出があり、かつ、当該申出を相当と認めるときは、当該特定事務受任者に当該住民票の写し又は住民票記載事項証明書を交付することができる。

３　前項に規定する「特定事務受任者」とは、弁護士（弁護士法人を含む。）、司法書士（司法書士法人を含む。）、土地家屋調査士（土地家屋調査士法人を含む。）、税理士（税理士法人を含む。）、社会保険労務士（社会保険労務士法人を含む。）、弁理士（特許業務法人を含む。）、海事代理士又は行政書士（行政書士法人を含む。）をいう。

４　第１項又は第２項の申出は、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を明らかにしてしなければならない。

一　申出者（第１項又は第２項の申出をする者をいう。以下この条において同じ。）の氏名及び住所（申出者が法人の場合にあつては、その名称、代表者又は管理人の氏名及び主たる事務所の所在地）

二　現に申出の任に当たつている者が、申出者の代理人であるときその他申出者と異なる者であるときは、当該申出の任に当たつている者の氏名及び住所

三　当該申出の対象とする者の氏名及び住所

四　第１項に規定する住民票の写し又は住民票記載事項証明書の利用の目的

五　第２項の申出の場合にあつては、前項に規定する特定事務受任者の受任している事件又は事務についての資格及び業務の種類並びに依頼者の氏名又は名称（当該受任している事件又は事務についての業務が裁判手続又は裁判外手続における民事上若しくは行政上の紛争処理の手続についての代理業務その他の政令で定める業務であるときは、当該事件又は事務についての資格及び業務の種類）

六　前各号に掲げるもののほか、総務省令で定める事項

５～９（略）

利用目的の種別欄は特に大切な部分

職務上請求書の用紙には、「住民基本台帳法」で明らかにしなければならない事項が網羅されていますので、必要な部分は全て記入することが適正な使用の基本です。

用紙の中央部にある利用目的の種別欄は、明らかにしなければならない事項で最も大切です（下図網かけ部分）。ここに未記入（空欄）がある職務上請求書使用済み控えでは、未記入理由書の添付が無いと新しい職務上請求書が販売できません（日行連「職務上請求書の適正な使用及び取扱いに関する規則」第２３条）。

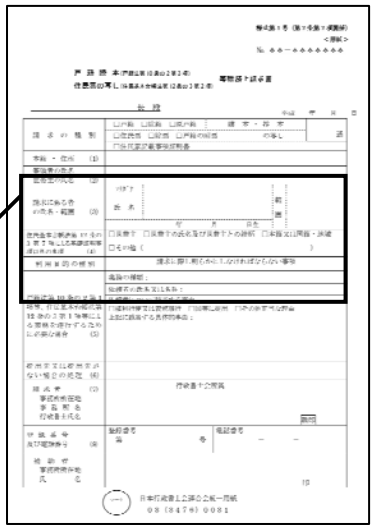

利用目的の種別	請求に際し明らかにしなければならない事項
戸籍法第10条の2第1項等、住民基本台帳法第12条の3第1項等による業務を遂行するために必要な場合　(5)	業務の種類： 依頼者の氏名又は名称： 依頼者について該当する事由 □権利行使又は義務履行　□国等に提出　□その他正当な理由 上記に該当する具体的事由：
提出先又は提出先がない場合の処理　(6)	

チェック欄にも記入を

依頼者について該当する事由の３つのチェック欄は、左ページにある住民基本台帳法第１２条の３第１項の一号から三号に対応しています。チェックを入れていないものも未記入に該当しますので、必ずいずれかにチェックをして使用しなくてはいけません。

行政書士が職務上請求書を使えば、他人の戸籍や住民票が取得できますが、適正な記入や使用をしなければ処分を受けることもあります。個人情報の保護や人権擁護の観点からも厳正な取扱いに努めてくださいますようお願い致します。

・職務上請求書の購入に際しては、次のことにもご留意ください。

次のいずれかに該当するときは、職務上請求書を頒布することの可否について、総務部で審査します。したがってこの様な場合、新たな職務上請求書がお手元に届くまで時間を要する場合があります。

１　職務上請求書の使用頻度が月1冊又は年度10冊を超えるとき。

２　控え用紙紛失報告書、利用目的の種別欄等未記入理由書が添付された購入申込書であるとき。

〈広告〉

＜分析申請は地元の分析機関へ＞

経営状況分析

□資料が揃って入れば、即日審査も可能です。お急ぎの場合はご相談ください。

□「親切」に、「正確」に、「早く」、をモットーとしています。

□経審制度の解説や評点アップセミナーも開催しています。

Net-Core

分析手数料 13,000 円(税込)

国土交通省登録経営状況分析機関(登録第８号)

(株)ネットコア　経営状況分析センター

宇都宮市鶴田 2-5-24　ｸﾚｲﾝｽﾞ 21　1F-A(〒320-0857)

TEL 028-649-0111　FAX 028-649-0303

研修詳細

「相談業務の受け方」研修会　第１回（全５回）　業務部　第５グループ主催

前年度も開催した「相談業務の受け方」研修会を今年度も開催致します。前年度と異なる内容ですので、昨年受講された方もお申込みください。

○開催日時
平成２６年７月８日（火）１３：００～１７：００
○開催場所
栃木県行政書士会館　２階会議室
○研修内容
行政書士業務の中でも「権利義務に関する書類」と「事実証明に関する書類」を作成するためには、依頼人の真意を汲み取るスキルが必要とされます。遺言・相続・離婚・各種契約書等、正確なヒアリングを行うためのトレーニングです。
○講　　師
行政書士　土方美代
○受講料
５００円
○対象者
会　員（補助者の方は受講できません）
○注意事項
過去の研修「メディエーション」や「アサーティブコミュニケーション」を受講された方にとっては、研修内容が重複するワークがありますのでご了承ください。
○その他
各回独立した内容ですので１研修だけでも受講可能です（全て受講希望の方も毎回申込みをお願い致します）。

募　集

研修会申込書

申込欄に○を付けＦＡＸ願います。（ＦＡＸ：０２８－６３５－１４１０）

研修名		受講料	申込〆切	申込	ﾃｷｽﾄ申込	昼食¥500程度
7／8	「相談業務の受け方」研修会	500 円	7／3		―	―

支部名		氏　名	
ＦＡＸ			

栃木県行政書士会員の動き

【入　会】　　（平成 26 年 5 月 31 日現在）

	支部・氏名	入会年月日 登録年月日	郵便番号	事　務　所　名 所　　在　　地	電　　話	備　考
	日　光 荒川　崇	H26. 5. 1	321- 1402	荒川行政書士事務所 日光市中鉢石町 1060	0288-25-7691	
	宇都宮 関口　文雄	H26. 5. 15	321- 0953	行政書士 HS 法務会計事務所 宇都宮市東宿郷 3-11-9 友光ビル 1 F	028-666-4433	
	宇都宮 小林　一郎	H26. 5. 15	321- 0952	あおぞら行政書士事務所 宇都宮市泉が丘 2-1-15 グランドハイツ泉が丘 611 号	028-688-7603	

【退　会】

支　部	氏　名	退会年月日	備　考	支　部	氏　名	退会年月日	備　考
宇都宮	佐藤　敬一	H26. 5. 1	廃　業	宇都宮	増田　英子	H26. 5. 27	廃　業

【変　更】　　*市町村合併に伴う変更

支　部	氏　名	変更事項	変　更　内　容
栃　木	岩瀬　喜基	事務所所在地*	栃木市岩舟町静和 2087-9
栃　木	佐藤　匡	事務所所在地*	栃木市岩舟町和泉 1501-5
足　利	青木　啓明	電話番号	090-8962-5295

栃木会の
申請取次行政書士
の動向

新規申出（５月）	０名
更新申出（５月）	４名
有効期限切れ（４月末）による減少	１名
申請取次行政書士（５月末現在）	１００名

広報部より

今年は、梅雨が始まる前から、なんだか夏日のような日々が続いていますが、先日は、北海道のあちらこちらで最高気温を記録したとのニュースがありました。

最近の夏は、暑さ対策に関する報道や商品の発売が増えた気がします。この季節が一番体に堪えますので、そういったものが充実するのはありがたいです。

行政書士とちぎでは、厚さ対策？のため、情報がコンパクトにまとまっておりますので、是非とも隅々までお読み下さい。

（広報部　専門部員　齋藤丈威）

行政書士とちぎ６月号 №450

発行人　栃木県行政書士会　会長　須永 威
〒320-0046　宇都宮市西一の沢町１番 22 号
電　話　028-635-1411（代）
ＦＡＸ　028-635-1410
ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ　gyosei-totigi@mail.gt9.or.jp
ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ　http://www.gt9.or.jp/gyosei
編　集　広報部
定　価　250 円
印刷所　有限会社　高久印刷

（栃木県行政書士会員の購読料は会費の中に含まれます）

行政書士とちぎ 2014.6
平成26年6月15日発行
第450号 栃木県行政書士会 〒320-0046 宇都宮市西一の沢町1番22号 TEL028(635)1411(代)

あなたの街の法律家 行政書士

木村 文乃

行政書士は許認可・登録申請、
遺言や相続、様々な契約・届出などの
相談から書類作成までサポートします。

相続　遺言　成年後見　契約書　許認可

マスコットキャラクター
アドちゃん

行政書士相談センター
電話無料相談（月～金　9:00～17:00　年末年始・祝祭日除く）

028-638-0919
丸くいく

栃木県行政書士会